

議案第 4 0 号

あきる野市乳幼児の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 8 月 2 5 日

提出者 あきる野市長 中 嶋 博 幸

提案理由

乳幼児医療費助成事業、義務教育就学児医療費助成事業及び高校生等医療費助成事業について、各条例の定義の規定中、所得要件に関する規定を削除することに伴い、規定を整備する必要がある。

あきる野市乳幼児の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例

(あきる野市乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部改正)

第 1 条 あきる野市乳幼児の医療費の助成に関する条例（平成 7 年あきる野市条例第 7 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 3 項を削り、第 4 項を第 3 項とする。

(あきる野市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の一部改正)

第 2 条 あきる野市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例（平成 1 9 年あきる野市条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 3 項を削り、第 4 項を第 3 項とする。

(あきる野市高校生等の医療費の助成に関する条例の一部改正)

第 3 条 あきる野市高校生等の医療費の助成に関する条例（令和 4 年あきる野市条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 3 項を削り、第 4 項を第 3 項とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後のあきる野市乳幼児の医療費の助成に関する条例、あきる野市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例及びあきる野市高校生等の医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。